

情報セキュリティマネジメントシステム
認証機関に対する認定の基準

JAB MS106-2007

制定日：2007年3月13日

財団法人日本適合性認定協会

情報セキュリティマネジメントシステム認証機関に対する認定の基準

序文

この基準は、以下の本文で別段の定めのない限り、ISO/IEC 27006:2007”Requirements for bodies providing audit and certification of information security management system”を変更することなく採用する。

備考 1 : ISO/IEC 27006:2007 と同等内容の JIS Q 27006 が制定された時点で、ISO/IEC 27006:2007 を JIS Q 27006 (ISO/IEC 27006:2007) に読み替えるものとする。

2 : この基準では、ISO/IEC 27006:2007 の邦訳版 (財団法人 日本規格協会発行) にて用いられている用語を使用する。なお、JIS Q 27006 が制定された時点で、同 JIS で用いられている用語に読み替えるものとする。

1. 適用範囲

この基準は、ISO/IEC 27006:2007”Requirements for bodies providing audit and certification of information security management system”に基づくマネジメントシステム認証に関する適合性評価サービスを提供する機関 (以下、認証機関という) に対する要求事項を規定する。

備考 : この基準は、JAB MS100 との関係において、JIS Q 17011 の 7.1.2 b) で規定されている情報セキュリティマネジメントシステムに係る認定分野に特有の「認定の要求事項を記載した文書」にあたる。

2. 引用規格及び関連文書

この項に掲げる規格及び文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない引用規格又は文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用規格

次に掲げる規格は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。

ISO/IEC 27006:2007 の「2. 引用規格」を適用する。

2.2 関連文書

JAB MS200 マネジメントシステム認証機関の認定の手順

3. 用語及び定義

ISO/IEC 27006:2007 の「3. 用語及び定義」を適用する。

4. 原則

ISO/IEC 27006:2007 の「4. 原則」を適用する。

5. 一般要求事項

ISO/IEC 27006:2007 の「5. 一般要求事項」を適用する。

6. 組織運営機構に対する要求事項

ISO/IEC 27006:2007 の「6. 組織運営機構に対する要求事項」を適用する。

7. 資源に対する要求事項

ISO/IEC 27006:2007 の「7. 資源に対する要求事項」を適用する。

8. 情報に関する要求事項

ISO/IEC 27006:2007 の「8. 情報に関する要求事項」を適用する。

9. プロセス要求事項

ISO/IEC 27006:2007 の「9. プロセス要求事項」を適用する。

10. 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項

ISO/IEC 27006:2007 の「10. 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項」を適用する。

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。